入 札 説 明 書

この説明書は、会計法令、鳥取県病院局財務規程（平成７年３月鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年３月鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）調達案件の名称及び数量

入院患者等寝具類賃貸借及び洗濯業務等委託　一式

（２）調達案件の内容及び数量

ア　入院患者等寝具類の賃貸借　一式（「入院患者等寝具類賃貸借仕様書」のとおり。）

イ　洗濯業務委託　一式（「洗濯業務委託仕様書」のとおり。）

ウ　当直室寝具交換等業務委託　一式（「当直室寝具交換等業務委託仕様書」のとおり。）

（３）履行期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

２　公告の日　令和８年 11 月 13 日（金）

３　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）を有するとともに、以下のすべての業種区分に登録されている者であること。

ア　その他の委託等のその他

イ　その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和８年 11 月 20 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 18 の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 18 の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第９条の 14 に定める基準に適合しており、財団法人医療関連サービス振興会の認定する寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマークを受けている者であること。

（６）クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第３条第２項及び第３項の規定に適合するクリーニング所を現に営業している者であり、落札後は鳥取県立厚生病院の洗濯設備について令和９年３月 31 日（水）までに同法第５条第１項の規定に基づくクリーニング所の開設を鳥取県知事に届出できること。

（７）令和３年度以降に病床数 200 以上の病院に１（２）アの業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

（８）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している者であること。

４　契約する者

倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県

鳥取県立厚生病院長　齊藤　博昭

５　契約担当部局

〒682-0804　倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院事務局経営課資機材担当
電話　0858－22－8181（内線 2222）
電子メールアドレス　kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

6 配付資料
・質問書　（様式第１号）
・参加表明書　（様式第２号）
・１（２）アの業務の実績（様式第２－１号）
・入札書　（様式第３号）
・洗濯業務委託積算表　（様式第３－１号）
・委任状　（様式第４号）
・契約保証金免除申請書　（様式第５号）
・電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書　（様式第６号）

7　入札書の提出場所等
（１）入札及び開札の日時及び場所
令和８年 12 月 22 日（火）午後２時
鳥取県立厚生病院第３会議室（外来・中央診療棟５階）
（２）郵便等による入札
不可とする。

8　契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語及び日本国通貨及び日本標準時

9　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の 100 分の５以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 68 条の３第２項により別に定める会計規則第 123 条第３項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
ア　保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ　競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
（２）契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10　入札に対する問合せの取扱い
（１）質問の受付
本件入札に関しての質問は、質問書（様式第１号）を作成し、５の場所に令和８年 11 月 24 日（火）までに電子メールにより提出すること。
（２）質問に対する回答
（１）に対する回答は、令和８年 11 月 27 日（金）までにインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/）に掲載する。

11　入札者に要求される事項
（１）本件制限付一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書（様式第２号）を５の場所に令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

12　入札及び開札
（１）入札金額は、次のア、イ及びウの合計額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。
ア　１（２）のアに係る物品の１組当たりの賃貸借料の日額単価に入札説明書に示す年間予定使用数を乗じて得た額に３を乗じて得た額。

イ　１（２）のイに係る業務のうち白衣・タオル等洗濯業務に係る品目ごとの単価に入札説明書に示す年間洗濯予定枚数を乗じて得た額と１（２）のイに係る業務のうち院内洗濯及び受払業務に要する経費の年間合計額に３を乗じて得た額。
ウ　１（２）のウに係る業務の各単価に入札説明書に示す年間予定回数を乗じて得た額に３を乗じて得た額。
（２）入札者は、会計法令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
（３）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
（４）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
（５）入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
（６）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
（７）入札書及び委任状（様式第４号）の様式は、別添のとおりとすること。
（８）入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立厚生病院長　齊藤　博昭」とすること。
（９）再度入札は２回をもって終了とする。（初度入札を含めて３回とする）
（10）不落札の場合は、随意契約とする。

13　入札の無効
（１）本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札
（２）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
（３）他の入札者の代理人を兼ねた者、又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
（４）委任状のない代理人の入札
（５）入札に関して不正のあった者の入札
（６）記名押印のない入札書による入札
（７）入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
（８）会計法令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

14　落札者の決定方法
本件公告に示した調達業務を確実に履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、入札書の金額が財務規程第 70 条の規定により例によることとされる会計規則第 127 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると　認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

15　賃貸借料等の請求金額
請求に当たっては、１（２）のアからウの区分毎に次のとおりとし、下記（１）、（２）及び（３）の合計額に消費税及び地方消費税の額を加えた額を請求金額とする。
ただし、請求金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって請求金額とする。
（１）１（２）のア　それぞれの１組当たりの単価に１か月の延実使用組数（鳥取県立厚生病院が報告）を乗じて得た金額
（２）１（２）のイ　白衣・タオル等洗濯業務に係る品目ごとの単価に１か月の実績数を乗じて得た額と院内洗濯及び受払業務に要する経費の合計額
（３）１（２）のウ　ウの業務の単価に１か月の実績数を乗じて得た金額

16　契約書作成の要否
要

17　手続における交渉の有無
無

18　競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570　鳥取市東町１丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話　0857-26-7431

19　その他

（１）落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

（３）本件業務については、受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。従って、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認められるときは、業務の改善を指示し、その指示に従わない時は契約を解除するものとする。

（４）本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

（５）契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

（６）９の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を５の場所に提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、５の場所に提出すること。

　なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。